

しょうがい ひと えんじょしゃ
障 害 のある人と援助者でつくる
にほんぐるーぷ ほーむ がっかい かいそく
日本グループホーム学会 会 則

だいいちじょう なまえ
第 1 条 (名 前)

がっかい なまえ しょうがい ひと えんじょしゃ にほんぐるーぷ ほーむ がっかい
この学 会 の名前は「障 害 のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」です。

だいにじょう もくてき
第 2 条 (目 的)

- ひと だれ ちいき ひと じゅう く けんり
1. 人は誰でも地域で その人らしく 自由に暮らす 権利があります。
がっかい しょうがい ひと こうれいしゃ そんけい どりつ ひと ほこ く
この学会は、障 害 のある人や高齢者が尊 敬され、独立した人として誇りをもって暮らすための
ほうほう とうじしゃ けんきゅう もくてき
方法を、当事者とともに研 究し、つくりだすことを目的とします。
- ぐるーぷ ほーむ ひと ほこ い たいせつ く ば
2. グループホームは、人として誇りをもって生きるための、大 切な暮らしの場のひとつです。
がっかい しょうがい しゅべつ ていど だれ ひと い
この学会は、障 害 の種別や程度にかかわらず、誰もがその人らしく、よりよく生きてゆくことができる
たよう く かた ついきゅう じゅうきょ かた しえん かた
ように、多様な暮らしのあり方を追 求します。そのために、住 居 のあり方、支援のあり方、さらに、
ねんきん きゅうよ じゅうきょ かい ご せいかつほしょうぜんたい たちば しら かんが
年金、給与、住 居、介護など生活保障全体について、さまざまな立場からよく調べ、考 えます。

だいさんじょう じぎょう
第 3 条 (事 業)

もくてき たっせい がっかい つぎ じぎょう
こうした目的を 達 成するために、この学会は次の事業をおこないます。

- けんきゅう ちょうさ かいはつじぎょう かだい かんが しら ひつよう かつどう
1. 研 究 ・ 調 査 ・ 開 発 事 業 (課題について 考 え、調べ、必要なものをつくりだす活動)
- じょうほうこうかい じょうほうていきょう じょうほうこうかんとうじぎょう じょうほう やくだ かつどう
2. 情 報 公 開 ・ 情 報 提 供 ・ 情 報 交 換 等 事 業 (情 報 をあきらかにし、役立てる活動)
- せいさくていげんとうじぎょう じぶん かんが くに じちたい せいさく むすび かつどう
3. 政 策 提 言 等 事 業 (自分たちの 考 えを国や自治体につたえ、政策に 結 びつける活動)
- けんしゅう けいはつとうじぎょう かだい はな あ とも りかい ふか かつどう
4. 研 修 ・ 啓 発 等 事 業 (課題について話し合い、共に理解を深める活動)
- たもくてき たっせい ひつよう じぎょう
5. その他目的を達 成するために必 要 な事業

だいよんじょう かいいん
第4条（会員）

- かいいん がっかい もくてき さんせい こじん
1. 会員は、この学会の目的に賛成する個人です。
ぐ る ー ぶ だんたい かいいん
グループや団体が会員になることはできません。
- かいいん いっぱんかいいん ほんにんかいいん ほんにんかいいん
2. 会員には、一般会員、本人会員（A）、本人会員（B）があります。
いはんかいいん まいとし えん ほんにんかいいん まいとし えん ほんにんかいいん まいとし えん かいひ
一般会員は毎年5000円、本人会員（A）は毎年5000円、本人会員（B）は毎年1000円を会費と
がっかい
して学会にはらいます。
- がっかい もくてき はん がっかい しんよう うしな かいひ いちねんいじょう
3. この学会の目的に反したり、学会の信用を失うようなことをしたり、会費を1年以上はらわな
ばあい かいいん しかく うしな
った場合は、会員の資格を失うことがあります。
- かいいんしかく にゅうかいもう こ じゅり ねんど がつ よくねん がつ
4. 会員資格は、入会申し込みが受理された年度の4月から翌年の3月までとします。
- たいかい もう で ひ かか ねんどまつ じゅり
5. 退会は、申し出があった日に関わらず、年度末に受理します。
ねんどとちゅう たいかい もう で もの ねんど かいひ
年度途中で退会を申し出た者も、その年度の会費をはらうこととします。

だいがじょう そうかい
第5条（総会）

- そうかい ねん かい
1. 総会は年1回ひらきます。
- そうかい がっかい さいこうぎけつきかん
2. 総会はこの学会の最高議決機関です。
そうかい ぎけつ しゅつせきしゃ かはんすう さんせい ひつよう
総会の議決には、出席者の過半数の賛成が必要です。
- そうかい がっかい じぎょう かん よさん けつさん かん き
3. 総会では、この学会の事業に関すること、予算・決算に関することを決めます。

だいろくじょう だいひょう ふくだいひょう じむきよくちょう かんじ
第6条（代表・副代表・事務局長・監事）

- がっかい だいひょう めい ふくだいひょう めい じむきよくちょう めい かんじ めい
1. この学会には、代表1名、副代表3名、事務局長1名、監事2名をおきます。

- だいひょう ふくだいひょう じむきょくちょう かんじ うんえいいんかい う そうかい き
2. 代 表 ・ 副 代 表 ・ 事 務 局 長 ・ 監 事 は、運 営 委 員 会 の す い せ ん を 受 け、総 会 で 決 め ま す。

だいななじょう だいひょう ふくだいひょう じむきょくちょう かんじ やくわり にんき
第 7 条 (代 表 ・ 副 代 表 ・ 事 務 局 長 ・ 監 事 の 役 割 と 任 期)

- だいひょう がっかい だいひょう がっかい
1. 代 表 は この 学 会 を 代 表 し、学 会 を ま と め ま す。
- ふくだいひょう だいひょう ほ さ がっかい もくてきじげん かつどう だいひょう やくわり
2. 副 代 表 は 代 表 を 補 佐 し、学 会 の 目 的 実 現 の た め に 活 動 し ま す。ま た、代 表 が 役 割 を は た せ
な くな っ た 場 合 は、つ ぎ の 代 表 が き ま る ま で、代 表 の 仕 事 を か わ っ て 行 い ま す。
- じむきょくちょう がっかい じつむ せきにんしゃ
3. 事 務 局 長 は この 学 会 の 実 務 の 責 任 者 で す。
- かんじ がっかい うんえい てきせい かんさ そうかい ほうこく
4. 監 事 は、学 会 の 運 営 が 適 正 に お こ な わ れ て い る か ど う か を 監 査 し、総 会 に 報 告 し ま す。
- だいひょう ふくだいひょう じむきょくちょう かんじ にんき ねん さいせん
5. 代 表 ・ 副 代 表 ・ 事 務 局 長 ・ 監 事 の 任 期 は 3 年 で す。再 選 も み と め ま す。

だいはちじょう うんえいいん うんえいいんかい
第 8 条 (運 営 委 員 ・ 運 営 委 員 会)

- うんえいいんかい そうかい き がっかい うんえい きょうぎ がっかい かつどう かつぱつ
1. 運 営 委 員 会 は 総 会 で 決 ま っ た こ と に そ っ て 学 会 の 運 営 を 協 議 し、学 会 の 活 動 が 活 発 に お こ な
わ れ る よ う に し ま す。
- うんえいいん かいいん なか そうかい しょうにん
2. 運 営 委 員 は、会 員 の 中 か ら え ら ば れ、総 会 で 承 認 さ れ ま す。
- うんえいいん にんき ねん さいせん
3. 運 営 委 員 の 任 期 は 3 年 で す。再 選 も み と め ま す。
- うんえいいん かず ひつよう めい
4. 運 営 委 員 の 数 は 必 要 に お う じ て 15 ～ 20 名 くら い と し ま す。

だいきゅうじょう じょうせついいんかい りんじいいんかい
第 9 条 (常 設 委 員 会 ・ 臨 時 委 員 会)

- がっかい かつどう かつぱつ つぎ じょうせついいんかい
1. 学 会 の 活 動 を 活 発 に お こ な う た め に、次 の 常 設 委 員 会 を お き ま す。
- | | | | | |
|-----------------------|------------------------|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| そうむいいんかい
総 務 委 員 会 | こうほういいんかい
広 報 委 員 会 | ちょうさけんきゅういいんかい
調 査 研 究 委 員 会 | にゅうきょしゃいいんかい
入 居 者 委 員 会 | せいさくけんとういいんかい
政 策 検 討 委 員 会 |
|-----------------------|------------------------|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
- かくいんかい
2. 各 委 員 会 は、つ ぎ の こ と を お こ な い ま す。
- | | |
|---------------------------------|--|
| そうむいいんかい
総 務 委 員 会 | がっかい うんえい しきん かいいん かつどう
～ 学 会 運 営 の た め の 資 金 を あ つ め た り、会 員 を ふ や す た め の 活 動 |
| | かいいん かつどう だんたい かつどう
会 員 の 活 動 を た す け、ほ か の 団 体 と の つ な が り を つ く る 活 動 |
| こうほういいんかい
広 報 委 員 会 | こうほうし かいいん じょうほう かつどう
～ 広 報 誌 な ど を つ く り、会 員 に や く だ つ 情 報 を と ど け る 活 動 |
| ちょうさけんきゅういいんかい
調 査 研 究 委 員 会 | ひつよう しりょう かだい かんが
～ 必 要 な 資 料 を つ く り、そ れ を つ か っ て 課 題 に つ い て 考 え、 |

ひつよう ていあん かつどう
必要なものを提案していく活動

にゅうきょしやいいんかい かんが
入居者委員会 ～入居者本人がグループホームでの暮らしについて 考 え、

いけん い きかい だ かつどう
意見を言う機会をつくり出す活動

せいさくけんとういいんかい かんけい ほうりつ くわ しら しょうがい ひと
政策検討委員会 ～関係する法律などについて詳しく調べ、どうすれば障 害のある人が

しくみ かんが くに じちたい いけん つた かつどう
くらしやすい仕組みになるか 考 え、国や自治体に意見を伝える活動

- がっかい ひつよう りんじいいんかい
3. 学会は必要におうじて、臨時委員会をつくることができます。
- かくいいんかい いいん うんえいいんかい う だいひょう いにん
4. 各委員会の委員は、運営委員会のすいせんを受けて、代 表が委任します。
- じょうせついいんかい いにん にんき ねん さいにん
5. 常設委員会の委任の任期は3年です。再任もみとめられます。
- りんじいいんかい いいん にんき ひつよう だいひょう き
臨時委員会の委員の任期は、必要におうじて代 表が決めます。
- かくいいんかい じ む うんえいいん ぶんたん
6. 各委員会の事務は、運営委員が分 担しておこないます。

だいじゅうじょう こもん 第 10 条（ 顧 問 ）

がっかい ひつよう こもん
学会は必要におうじて顧問をおくことができます。

だいじゅういちじょう かいけい 第 11 条（ 会 計 ）

- がっかい けいひ かいひ た しゅうにゅう
1. この学会の経費は、会費その他の収 入をあてます。
- かいけい ねんど まいとし がつ にち よくねん がつ にち
2. 会 計の年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日におわります。

だいじゅうにじょう じむきょく 第 12 条（ 事 務 局 ）

がっかいじむきょく よこはましなかくほんもくちょう
学会事務局は、〒231-0806 横浜市中区本牧町1 - 120 におきます。

だいじゅうさんじょう かいそく へんこう 第 13 条（ 会 則 の 変 更 ）

かいそく そうかい ぎけつ へんこう
この会則は、総会の議決によって変更できます。

だいじゅうよんじょう 第 14 条

かいそく さだ ひつよう じ こう うんえいいんかい さだ
この会則に定めるほかに、必要な事項については、運営委員会において定める。

**ふそく
付則**

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2004年7月31日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2005年6月4日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2006年6月17日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2007年7月7日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし ねんどそうかい けつぎ もと
この会則は、2010年6月12日より実施します。ただし、2010年度総会の決議に基

かいひ へんこう ねん がつ にち じっし
づき、会費の変更は2010年4月1日より実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし かいひ へんこう ねんどぶん
この会則は、2015年7月11日から実施します。ただし、会費の変更は2016年度分
じっし
より実施します。

かいそく ねん がつ いたち じっし
この会則は、2020年10月1日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2024年6月23日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし かいいんくぶん かいひきんがく へんこう
この会則は、2025年7月13日から実施します。ただし、会員区分と会費金額の変更は2026

ねんどぶん てきよう
年度分から適用します。